

社会福祉法人おおつか福社会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を構築するため、業務改善を図り、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日 3年間

2. 内容

目標1：育児休業後に職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を実施する。

〈対策〉

制度に関するパンフレットの配布、定期的な情報提供の実施

目標2：勤続5年の職員に対し、連続する3日の特別休暇取得を推進する。

*勤続5年には、産前産後休暇、育児休暇も通算する。

（休暇の条件）

基準日 令和3年3月31日時点で勤続5年を経過している者

取得条件 ・出勤率80%以上
・休暇中は給与が支払われる

取得時季 ・施設は事業の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した時季を変更することがある

〈対策〉

該当職員に対して、年度初めに通知。

管理職が率先して取得することにより、一般職員が取得しやすい環境作り。

目標3：バースデイ休暇の取得を推進する。（毎年取得推進）

（休暇の条件）

取得条件 ・入社日より取得可能（勤続年数は考慮しない）
・出勤率80%以上（入社初年度は考慮しない）

使用条件 ・休暇は1日とする
・バースデイ休暇は給与が支払われる特別休暇とする

取得時季 ・誕生日であれば、職員の希望で取得することができる。
また誕生日に取得できない場合、誕生日の翌月中まで取得できるものとする。
・施設は事業の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した時季を変更することがある。

〈対策〉

管理職が率先して取得することにより、一般職員が取得しやすい環境作り。